

国絵図と藩政 — 秋田藩を事例に —

新堀道生*

はじめに

江戸幕府が諸藩から提出させた国絵図については、その成立過程や歴史的意義をめぐって、すでに多くの研究がある¹⁾。しかし、国絵図・城絵図といった幕府に提出した絵図が、諸藩においてどのように認識され、藩政にどのような影響を与えたかという観点からの研究はさほど多くない。また、諸藩は国絵図・城絵図に類似した絵図を多数作成したが、それらの作成事情については、いまだ不明の部分が多いように思う。そこで、本稿では秋田藩を事例に、幕府の絵図と藩政との関わりについて検討する。そのさい、幕府の絵図の効力や拘束力が、どのように意識されていたかに注目したい。なお、本稿で扱う対象は、国絵図・城絵図や藩が作成した領国・城下の絵図が中心であり、山絵図、村絵図などは対象から除外したことをあらかじめお断りしておく。

秋田藩には、藩境争論、藩境の管理、絵図作成などを担当する境目方という機構があった。境目方については加藤昌宏氏の研究がある²⁾。同氏によれば、境目方は近世前期の藩境争論の続発を背景に設置され、延宝2年(1674)に小川九右衛門が境目奉行に任命されたのを嚆矢とする。境目方は藩境争論への対処を任務とし、訴訟にあたって藩境近隣の住民から情報を収集し、在地の意向を藩政に反映させる役割を果たしたという。

加藤論文の分析対象は、おもに藩境争論に限られており、境目方の藩境管理や絵図作成業務については取り上げていない。本稿ではまず境目方の機構や絵図関連業務がどのようなものであったか基礎的な事実を押しえつつ、藩と絵図との関係について考察を進めていきたい。なお、秋田藩佐竹氏は出羽国久保田城を居城とし20万石余を領した外様大名である。

1 境目方の機構

(1) 境目奉行

あらかじめ、近世中期から後期にかけての境目方の職務について記した3点の史料を、ここで紹介しておく。①享保10年(1725)成立の「境目奉行心得留書」(以下享保留書と略記)、②寛保元年(1741)の「境目方御用日記」(以下、寛保元年日記と略記)、③文化～天保年間を内容年代とする「日記繰出帳」である³⁾。

①「享保留書」は境目奉行真崎五郎左衛門・鷲尾彦九郎・田代源太がまとめたもので、箇条書きの形式をとり、境目奉行の職掌について46カ条にわたって先例を書き上げている。

②「寛保元年日記」は、寛保元年1月1日から6月29日までの境目方の業務日誌である。家老に上申した内容や各地の山役人からの書状などが記録されている。

③「日記繰出帳」は、境目方の業務にかかわる日記の索引である。日記そのものは残っていない。日記の記事を要約した文とその年代が記されており、境目方がどのような職務をおこなったかを知る手がかりとなる。

では、まず境目奉行についてみる。

境目方を統括したのは境目奉行である。

「享保留書」の第1条に、「同役三人ニ而役前相立、一ヶ月切御用箱預申候事」とあり、享保10年時点では1カ月交代で奉行が御用箱を預かることとなっていた。第2条には、

一、大館・十二所・角館・湯沢、其外所々御境目役掛りの方より町送或ハ便札を以御用申来候節、右役前ニ而御用留置、御用之義ハ同役相談之上御会所へ申上候事

とあり、「役前」を設けて月番制により用務を受け付けていた。そして、大館・十二所・角館・湯沢などの配下から境目にかんする案件がもたらさ

* 秋田県立博物館

れると、境目奉行が相談し、会所で家老に上申することになっていた。

境目方は郡方や勘定方などの下部機関ではなく、「享保留書」第3条には、「御境目御用（中略）於御会所ニ御老中江御直ニ御用申上候」とあり、用務は家老に直接上申することになっていた。「寛保元年日記」でも境目奉行がしばしば会所で家老と折衝していることが確認できる。

境目奉行の任務は、以下でみるような配下の役人を統括し、藩境争論に対処し、藩境を管理し、絵図を作成することなどであった。そのうち藩レベルの絵図作成については、もっぱら久保田にある境目奉行と絵師が担当した。

(2) 山役人・検使

先に「大館・十二所・角館・湯沢」から用務がもたらされるとあったが、そこには所^{ところあずかり}預の指揮のもとに藩士が駐屯していた。その藩士のなかから境目方の役人として山役人・検使が選ばれ、藩境の管理業務に従事した。なお、山役人は史料によっては山役とも表記されるが、本稿では山役人で統一する。

「享保留書」第6条によれば、山役人・検使が老年などで役儀御免を願うときは、所預を通して境目奉行に願書が達せられたが、「前度ニ御山役人方より内々拙者方へ申来」と、事前に直接境目奉行に知らせることとなっていた。第8条によれば、後任者は城下久保田へ出向いて、境目奉行宅で誓詞に血判をすえることになっており、境目奉行は山役人・検使の人事を管掌していた。

山役人・検使の職務は、もっぱら境目奉行の命令によって遂行された。すなわち「享保留書」第10条に次のようにある。

- 一、御山役人之勤ハ、大小事共ニ御境目御用久保田より申遣候得ハ、承之、御検使・抛人共へ申渡候、万一御境目ニ而相変事茂在之候へハ御検使申渡、其所へ差遣

山役人が、境目奉行からの指令によって検使や抛人を指揮する立場にあったことが分かる。

文化5年（1808）時点の山役人の人数について、「日記繰出帳」によると、大館・十二所・角館・湯沢の山役人は各5人がつとめていたところを、

大館・十二所はそれぞれ2人に、角館は4人に減員となった。湯沢山役人はすべて罷免され、その担当業務は境目奉行が直接取り扱うこととなった。のち湯沢山役人は文政2年（1819）に再置された。

各山役人の管轄区域について「享保留書」には次のようにある。

- 一、大館役人支配之抛人は藤琴村・粕毛村・茂浦村・岩館村、此外大館御山見新沢村肝煎・白沢むら肝煎、是等之者御境目御用掛リ之義在之候節ハ大館御山役承之、久保田江申出候事（第29条）

- 一、十二所役人支配之山見、別所村・沢尻むら・葛原村・大葛村・阿仁砂子沢村、此外小又村抛人・五味堀むら抛人、是等之者御境目御用掛リ之義ハ十二所御山役承之、久保田江申出候事（第30条）

- 一、右同所(角館役人)抛人支配は上松木内村・玉川村・田沢村・生保内村、是等之者御境御用掛之義ハ角館御山役人承之、久保田へ申出候事（第33条）

このように、藩境付近の村に居住する抛人・山見を、各地の山役人が統括しており、管区の抛人・山見からの報告は、まず山役人、ついで境目奉行のもとに到達したのである。なお、前掲史料には湯沢山役人の持ち場の記述が無いが、「日記繰出帳」によると文化5年に湯沢山役人が罷免されたとき、雄勝郡岩井川村境より同郡大沢までが直支配（境目奉行直轄）になったとあるから、やはり独自の持ち場があった。以上のごとく、境目奉行が各区域の山役人、抛人らを指揮して、藩境全体を管理する体制がとられていた。

(3) 抛人^{こにん}

山役人・検使が藩士であったのに対して、抛人は百姓身分の者であった。抛人は近世初頭の藩境争論関係史料には「古人」とも表記され、藩境に接する村に居住し、藩境を監視し、境争論に際しては証人としての役割を果たした。

抛人の任免について「享保留書」第37条には、病死したとき「其子共跡役可相勤年頃様子ニ候へハ、直々申付候」とあり、奉行が直接に抛人役の

相続を認めた。通常の任務については先にみたとおり山役人の指示をうけた。ただし、山役人をおかず境目奉行が直轄する区域（直支配）では、境目奉行の指示を直接うけた。

「日記繰出帳」によれば文政12年に178人の抛人がいた。抛人は肝煎を兼ねる例がしばしばみられ、文化13年の「御直支配抛人名前覚」によると、抛人86名のうち、15名が肝煎兼務であった⁴⁾。

抛人は境目方のスタッフとは呼びがたいが、検使とともに藩境を巡見するなど、藩の役人と協働する場面が多くみられ、境目方の用務の一端を担っていたとみなすことができる。

(4) 絵師

のちにみるように境目方は絵図作成をも担当したが、奉行の指示のもとで実際の描画にあたったのは絵師である。「寛保元年日記」でも絵師が境目方に出勤しているのを確認できるが、出勤記事があらわれるのは絵図の作成期間中に限られる。たとえば寛保元年3月24日に城下絵図の作成が境目奉行に命じられたとき、奉行は「御絵図御用被仰付候、因是御絵師竹（武）田一之允、竹（武）田十右衛門、津村伝兵衛、御張付師壺人、被仰付候様」と、絵師と張付師（表装担当か）への下命を願っている。そして、同日以降の日記に絵師が出勤者名として登場するようになる。したがって、絵師は境目方の専属スタッフではなかったとみられるが、境目方の絵図作成業務にかかわる史料には絵師の名前が登場し、協働する場面が多かった。

(5) 境目方設置の経緯

近世には百姓の山野利用の拡大を背景に境争論が多発した。加藤論文によれば、境目方の設置も、寛文・延宝期における南部・亀田・矢島藩との境争論の頻発を背景とするものであった。じっさい、その当初の職務は論所見分、抛人からの情報収集など、藩境争論への対処が中心であった。

境目奉行任命の初見は延宝2年（1674）とされるが、境目方の機構の確立は、それよりも遅れたらしい。すなわち、延宝5年に南部藩との境界争論が幕府の裁定をうけて決着したとき、その褒賞について記した史料では、「御境目役人」小川九

右衛門と井口織部が、それぞれ加増100石、50石をうけたとあり、このほか「大館給人 泉左衛門」が加増30石、「十二所給人 岡本円左衛門」が加増30石、味噌内村の抛人兵藏が5人加扶持、絵師津村伝兵衛が2人加扶持などとなっている⁵⁾。つまりこの時点で、境目役、現地の給人、抛人、絵師が協働することは、すでにおこなわれていた。境目方の機構の原型は、こうした藩境争論時にとられた態勢に求められる。それが延宝から享保期までの間に、山役人などを配下におく恒常的な機構として確立されたと判断されるのである⁶⁾。

ところで、加藤論文も指摘するように、境目方の管轄は藩境のみで、領内の村の境界などは扱わない原則だった。すなわち「享保留書」第31条に次のようにある。

一、大館・十二所ニ不限、六郡御境目之外、内山之分ハ、或ハ能代支配・御本方支配等にて、此方より差図申義無之候

また、寛政9年（1797）2月には、「御墨引」すなわち藩境から3間以内を境目方が管轄し、他は郡奉行が管轄することが定められた⁷⁾。

このように、境目方は頻発する藩境争論への対応として設置され、その管轄区域も原則として藩境に限られていた。ただし、のちにみるように後代には領内の境界設定にも関与するようになる。

2 藩境管理と絵図

(1) 藩境の巡見

本節では境目方が恒常的に実施していた藩境管理業務についてみたうえで、藩境管理において絵図が果たした役割を考える。

検使・山見・抛人の任務の一つに、藩境の巡見業務があった。それは「享保留書」第12条によると、大館管下では次のような方法で実施された。

一、大館御境廻番之義ハ、大森山より矢立杉まで、御検使式人・御山見壺人、正月より極月迄壺ヶ月ニ壺度ツ、抛人ハ御検使式人ツ、五番相勤、六番目ニ抛人式人相廻候、抛人廻番之節ハ御山見不参候

すなわち、検使2人・山見1人が組んで月に1回藩境を巡見し、うち6回に1回は抛人が巡見した。巡見の目的は、同史料第10条に「万一御境目ニ而

相変事茂在之候へハ、御検使申渡、其所へ差遣」とあるが、そのように藩境の「変事」を把握するのが境目方の任務であった。藩境の地形の変動や、境界侵犯がないか監視するのが目的であろう。じっさいに異変が見つかったときの対応例を、「寛保元年日記」4月6日条でみると、「此度南部御領古藤兵衛沢ノ内変地御座候」ため、大館山役人が雪沢村山見小左衛門に、「右変地之場処承及申立候様ニ」と申し渡し、その後山見の報告が山役人を通じて境目奉行に送付されている。

湯沢役人の巡見について、同史料2月12日条に記事がある。

一、湯沢御山役より去ル十日出立町送書状相達、然ハ御山役之内未壺人も御境目嶺分致候者無之ニ付、今年東御境目通斗も嶺分致度由、左候ハ、当廿日過ニ罷越候様ニ致度候、頃日至存外雪薄ク罷成、廿日過ニハ能時節由、抛人共申候由、申来候

すなわち、湯沢山役人から境目奉行に宛て、山役人に藩境巡見の経験者がいなかったため、2月20日過ぎに東部の藩境巡見に向かいたいとの旨の書状が届いた。山役人のつとめとして、藩境の状態を知悉しておくことが求められたことが分かる。なお、山役人は抛人から積雪の状況の報告をうけている。おそらくは実際の巡見においても、地理にくわしい現地の抛人が協力したのであろう。

(2) 境界標識の整備・保全

境目方は藩境の境界標識の保全をおこなった。秋田・南部両藩の境界の一部は米代川を境としていたが、流路の変化が激しく、元禄6年(1693)に目印として川の中央の「御墨引通」に10本の境柱を立てた⁸⁾。この境柱の補修について、「享保留書」第22条に、「右御普請之義ハ葛原村郷人足ニ而相勤候、金でこ鶴はし等ハ拙者共御会所江申立、御雑用所より町送を以十二所御山役人方へ差遣申候事」とある。人足は葛原村の者がつとめたが、普請用具を境目奉行の申請で藩から十二所山役人に送るなど、藩が関与していた。なお、第21条によると、境柱が流失したときは秋田・南部双方の抛人が立ち会い、見分することになっていた。

「寛保元年日記」4月20日条に、秋田・新庄両

藩の境界、院内の境柱の立て替えを、境目奉行が家老に上申し承認されたことがみえる。境柱は右筆によって「従是北秋田領」と文字が入れられ、境目奉行から湯沢役人に送付されている。境柱は5月18日に立て替え、20日には秋田藩の抛人と新庄藩の抛人が立ち会い、見分をおこなっている。

この境柱のように人工物で境界をしめす方法に対し、藩境に沿って草を刈るという方法も採られていた。「享保留書」第15条に次のようにある。

一、大館南部境峰通草刈払之義、従先年「宝永四亥年より」(後筆)清水ヶ峠より大森山迄毎年秋彗度ツ、刈払申候、此義ハ当年此方より案内致候得ハ翌年ハ南部領より案内申来候、何茂抛人贈答致候、此節此方より抛人兩人・御山見壺人、白沢村・新沢村両肝煎、三ヶ村地主共も罷出申候事

すなわち、大館管下の南部藩境では、毎年藩境の峰沿いの草刈りがおこなわれ、抛人・山見らが派遣された。そのほか、津軽藩との境界では3年に1度「峰通」の草刈りをおこない(第17条)、十二所管下でも抛人・山見を派遣して毎年「峰通」の草刈りをおこなった(第20条)。

次の第19条にみるごとく、藩境に折れた木や倒木などがあれば伐採することとなっていた。

一、御墨引通ハ不申及、御境峰通風折木或ハ風返り朽木等有之、御境之障罷成候へハ、御墨引通ハ南部領ニ而成共又は此方ニ而成共、見当り次第双方申合、人足を以伐除キ候、尤抛人立合之上ニ毎度ニ贈答致、剪除キ候節も立合之上伐除申候事

これも藩境を明瞭に保つための措置であっただろう。なお、ここで「御墨引」と「御境峰」が書き分けられているが、どちらも藩境を指す語である。境目方が藩境管理の根拠としたのは幕府の裁許絵図や元禄国絵図であったが、元禄国絵図では国境に線描はなく、“某山から某山までの峰通が境”などと、図と文字表記を併用して境界が示されていた。それを考え合わせると、「御墨引」は裁許絵図、「峰通」は元禄国絵図で示された境界を指すと考えられる。後年には混用されるようになり、明和7年(1770)の史料で「南部御境御墨引元禄十五午年より相極候」としたものがあり、元禄15

年提出の元禄国絵図で藩境が定まったとしている⁹⁾。寛政9年に境目方の持ち場が「御墨引」3間以内と定められたのは先述のとおりである。

寛保期の例では、「寛保元年日記」2月12日条によると、大館山役人が「津軽御境目通御苜直之儀」について「山御検使兩人宛、御山見壺人宛指遣、吟味仕候様ニ仕度奉存候、尤拙者共同役之内壺人宛罷越、苜直之様子見分吟味仕度候」と、境目奉行に伺いを立てている。津軽藩との境界の草刈りに、山検使・山見を派遣、山役人も1人が出向いて草刈りの様子を見分したいというのである。

草刈りに際しては、人が通れるくらいの道がつくられたようである。文政2年(1819)8月12日、南部藩抛人と秋田藩抛人とが取り交わした証文によれば、境界の峰沿いに「道幅弍尺より七尺迄刈払、峰道立置」き、毎年1度立会い、15人ずつ人足を出して刈払うという協定が結ばれた¹⁰⁾。こうした草刈りや倒木除去は、ほんらい目に見えない藩境を、絵図にもとづき標識として実体化することに他ならない。

境界に塚を築く方法も採られた。文化10年(1813)、境目奉行見習益田治右衛門と亀田藩役人との対談により、藩境に沿って境塚を築くこととなり、双方の村が毎年4月に「御境刈払手入」をする協定が結ばれた¹¹⁾。

(3) 裁許絵図と一円支配

秋田藩領八沢木村と亀田藩領羽広村は互いに境を接していた。その境界は平鹿郡と由利郡の境界でもあった。元禄13年に幕府の裁定で、郡境が定められ、裁許絵図が交付された。その裁決文には、
絵図之面引墨筋各加印郡境相定候、墨筋之内ニ羽広村より開候田畑有之高ニ結候間、雖為八沢木村地内、水帳ニ有之田畑之分、如前々羽広村二年貢可収納之、向後開添候節ハ八沢木村江可収納とあり¹²⁾、郡境より秋田側にある田地で、亀田藩の検地帳に記載されたものについては、その後も亀田側に年貢を収納することが認められた。いっぽう亀田側百姓が秋田側であらたに田畑を開くことは事実上禁止された。

しかし、その後も亀田側からの切添えは続き、

紛争が再燃した。次の史料はその対策について、宝暦元年(1751)8月21日、境目奉行が家老に対して述べた内容である¹³⁾。

平鹿郡八沢木村之後出作村之内、亀田御領羽広村御入合之御境、元禄十三年御論有之、大公儀御検使被仰受、御領内御利運ニ而、入込候土地御領分ニ相成候所、右御領江亀田田地入込候所ニ、亀田御領分御水帳ニ有之分ハ、亀田御所務ニ相成候故、其田地有之所斗ニ而、百姓屋敷逆も土地は此御領分故、一寸も外江出御自由不相成趣、郡境御絵図御裏書有之候、(中略)依而以来剪添無之様ニ右田地之外廻リ江此方様御物入ニ而土手を為築、へり(縁)を取候ハ、以後百姓共剪添も相成間敷被存候

文中の「郡境御絵図」は元禄13年の幕府の裁許絵図を指す。ここで境目奉行は、土手で亀田側の田地を囲ってしまえばよいと提案している。裁許絵図の趣旨をそのまま実体化しようというのである。つまるところ、亀田側の百姓がこれ以上開発の手を伸ばせないようにして、八沢木村百姓が将来利用するかも知れない未開発地まで、一円的に確保しようとしたのである。境目奉行は「土地は此御領分」と、土地とその上の田地を区別して、土地それ自体は秋田領であると認識していた¹⁴⁾。たしかに、絵図の表現では境界線までが平鹿郡八沢木村なのであり、そこまで秋田側の利用がおよぶと解釈できる。このように藩は、幕府の絵図をもとに一円的な土地支配を構想することが可能であった。

(4) 藩境管理と絵図

ここまでみてきたように、秋田藩では藩境を保全するため、境目奉行が領内各地の山役人や抛人を指揮して、藩境を恒常的に管理する制度がととのえられていた。

藩境にかんする史料では、しばしば境界を指して「御墨引」「峰通」という表現が使用される。前述のごとく、これは裁許絵図や元禄国絵図に示された境界を指す。絵図上に示された境界線が藩境管理の基準となったのである。藩は享保5年(1720)から、境目方に前記の八沢木村争論などの裁許絵図7枚を管理させることとした¹⁵⁾。それ

は、裁許絵図を藩境管理の実務に必要な書類とみなしたからであろう。また次節でみるように、元禄国絵図の作成とその内容管理を担当したのも境目方であった。このように、幕府の絵図は藩境管理の基準として、恒常的に機能しつづけたのである。

ところで、藩境を守るためにとられた措置は、裁決文の内容を守って山野を利用するとか、藩境を監視・巡見するという次元にとどまらなかった。先にみたように、藩境管理は草刈りや境塚構築という境界線の可視化・実体化を伴っていた。そのような発想を可能としたのは、絵図であろう。絵図に即して現実の空間を加工することが藩の管理下でおこなわれた。見方を変えれば、それは絵図による行政が実現していたということでもある。

もっとも、幕府絵図が基準となったにしても、幕府は境目方の常置や藩境の草刈りまで命令したわけではない。それは藩や村の利益を守るための自発的な行為であった。藩境管理は幕府の絵図に依拠していたが、それは藩が自領をとらえ直す契機にもなったであろう。

3 国絵図の作成と管理

(1) 元禄国絵図の作成

本節以降では、境目方がおこなった絵図作成などの業務を検討し、秋田藩で絵図がどのように扱われたかを考える。元禄10年（1697）閏2月、全国の諸大名に国絵図の作成が命じられた。この元禄国絵図の作成作業を、秋田藩では境目奉行に担当させた。すなわち、閏2月22日に「境目役」の大越靱負が、評定所へ出頭し指示を受けており、元禄15年12月12日に国絵図を幕府に提出したのも大越靱負であった¹⁶⁾。なお、秋田藩が提出したのは、出羽国のうち秋田・山本・河辺・仙北・平鹿・雄勝・由利の七郡を範囲とする絵図であった。

この大越靱負は藩境争論を扱っていたことが確認できる。すなわち元禄14年4月13日、「御境目役」大越靱負は、「保呂羽山御論処相済候為御祝義」との理由で、加増50石をうけた¹⁷⁾。亀田領との境論で同15年5月に幕府の裁決が下されたが、それにかんして次のような史料がある¹⁸⁾。

一、当六日於江戸、亀田岩城伊予守殿御論地保呂羽、去々年公方様より被仰出御墨引之通ニ当年御下被成候、御見聞衆も被見申候故、秋田御領ニ相済、御鬮（公事）此方様御勝ニ被仰出候由及承候、大越靱負も国御境奉行故、公儀江罷出被仰渡候よし

亀田藩との争論は秋田藩に有利な裁決となり、大越は「国御境奉行」なので公儀に出頭して仰せ渡しをうけたという。職名が史料により一定しないが、大越は藩境争論や絵図作成を担当しており、後年の境目奉行と同じ役割を果たしていたことは疑いない。

秋田藩が元禄国絵図の作成を境目奉行に担当させた理由は、それが出羽国の範囲を描いており、隣藩との藩境にかかわることであったからだろう。元禄国絵図の作成事業は、国郡境の厳密な確定が目指されたところに特徴があり¹⁹⁾、それは藩どうしを協議させ境界を確認した絵図を多数作成させたことで、結果として藩境の確定をおしすすめた。こののち、絵図の作成業務は境目方の職務において重要な位置を占めるようになった。

(2) 享保期の国絵図改訂訴願

元禄国絵図を作成したとき、秋田藩は領内の森吉山を、誤って陸奥国との境、盛岡藩との藩境に描くという失敗を犯した。そこで、享保4年（1719）10月、幕府老中久世大和守に国絵図改訂を願い出た²⁰⁾。願書は受理され、家老今宮大学の主導で国絵図の修正作業が開始された。修正点は森吉山のほか、郡境の誤り、村名の誤記などに及んだため、国絵図とセットで提出された郷帳の修正も課題となった。修正作業にあたっては、領内の巡見、村々の調査がおこなわれ、その業務を「郡村方」「郡村調」などと称した。享保11年9月にいったん修正版の国絵図・郷帳が完成したとき、作業スタッフを書き上げた史料に、

右御用懸、田崎治左衛門 御勘定奉行、真崎五郎左衛門 御境目奉行後御勘定奉行、鷲尾彦九郎 御境目奉行、田代源太 前二同

とあり²¹⁾、この作業に境目奉行が参加していたことが分かる。なお、このときの家老今宮の日記に「此度新調之郷村之諸帳、先キ々々共ニ御境目奉

行江被預置可然旨申上候処、其段可申渡旨御意之事」とあり²²⁾、境目奉行は完成した郷村関係の帳面を預かることとなった。

国絵図は再調査のすえ享保15年2月に完成し、藩主の上覧をうけ、境目奉行が時服を下賜されている²³⁾。このときの絵図は「六郡絵図」であった²⁴⁾。六郡絵図というのは、元禄国絵図が出羽国七郡を範囲としたのに対し、そのうちの秋田藩領六郡を描いたものである。

この改訂事業については松淵真洲雄氏の研究があり²⁵⁾、詳細はそれに譲るが、このとき国絵図修正を企図していたのは秋田藩ばかりでなく、「国絵図改正之儀は容易無之、紀伊国を始御願有之御方も不相濟事之由」²⁶⁾と、他藩でも同様の動きがあったが、幕府は容易に受け入れなかった。けっきょく秋田藩は改訂した国絵図を受領されず、享保18年1月、老中松平左近将監より、国絵図改正は不要、村名などの異同を書付で提出するよう申し渡され、提出していた絵図も返却されるという結末をむかえた。そのとき老中から秋田藩に与えられた書付には、「正保年中初而絵図・郷帳被差出候節、二、三ヶ村を纏壺ヶ村ニ高被相増候、其趣ニ随ひ元禄年中も絵図・郷帳被差出候」とあり²⁷⁾、絵図が実態と齟齬していることは幕府も承知済みであり、改訂には及ばないという態度であった。

今宮大学はこの事業の意義について、享保12年2月、境目奉行鷲尾彦九郎らを呼んで、次のように語った²⁸⁾。

郷村御帳之事ハ御名印ニ而大公儀江被差出、此御帳本ニ成候而、將軍家御朱印も被出置御事ニ候得ハ、重キ義此上も無之事ニ候故、右御帳ニ相違共有之候へハ早速万事之障も御取置専ら御償可被遊事ハ当然之筋ニ候

これによると、郷帳は藩主の名で提出し、領知朱印（但し佐竹氏は領知判物であった）の元となるものだから、これほど重要なものはなく、誤謬があれば万事をおいても修正すべきだ、というのが今宮の認識であった。そして、郷帳とともに提出された国絵図には、郷帳記載の村や村高も記載されていたから、ともに修正する必要があった。国絵図を修正することは、領知判物の整合性を確保し、領国支配の安寧を図ることでもあった。

このように、境目方は元禄国絵図の作成以後も国絵図の作成に関与していた。また、国絵図は提出後も効力が持続し、藩に絵図内容と実態との突き合わせを不断に強いるものであった。いっぽう、この国絵図修正は藩の自主的なはたらきかけであった。幕府は実態との乖離を知りつつも、国絵図じたいの更新は拒否し、むしろ冷淡な態度に終始した。

(3) 豊岡村取立一件

国絵図には個々の村名と村高が記載されていたが、新たに村を立てる場合、藩はどのように対処したであろうか。「寛保元年日記」に、豊岡村の取立について記事がある。

この年、山本郡森岡村の枝郷根岸村は街道沿いへ移転し豊岡村と改名することを願い、許可された。移転の理由は、それまで根岸村は街道沿いの森岡村（現在は森岳）まで出向いて人馬役をつとめていたが、その負担が重いので街道沿いに移転したいというものであった。そのさい境目奉行は、「村名等相障義も候哉御尋申候様ニ」、つまり村名などに支障がないか調べるよう、家老から諮問をうけている。

これに対し、寛保元年（1741）3月24日、境目奉行は「別而村名相障申儀も無之」と、村名には支障がない旨を上申し、さらに家老に面会し、次のごとく「御絵図」に豊岡村を記載するよう提案した。

① 駅場被成置候故、外之処と茂違、御絵図江郷形被附置不申候ハ、罷成問敷奉存候、(中略) ② 外村ニ候へ者郷形不被附置候共御障御座有問敷候、駅場申儀御座候而者当分御障不相見得候へとも、向々御絵図御改正被仰出候節、先年公儀江茂被差出御絵図ハ尤被返し置候御事ニ候へ共、一通被差出候事ニ候へハ、万一其節御障等茂出可申哉、③ 外之駅場と茂違、第一往還旅人常罷通候御場所之儀ニ御座候故、郷形被附置可然と奉存候

丸付数字は筆者が補ったものである（以下同）。要約すると、① 駅場であるため「御絵図」に郷形（国絵図で楢円に村名等を書き、村をあらわした記号）を表示しないわけにはいかない。② ほかの村なら支障はないが、駅場とあっては当分支障が

生じなくとも将来「御絵図」の改正のとき、先年幕府に提出した「御絵図」は返却されたものの一応は提出したことであり、将来支障が出るかもしれない。③他の駅場とも違い、旅人が常に通る場所であるから絵図に豊岡村を表示すべきだ、というのである。ここでは、旅人の目にふれる場所であること、つまり国絵図と実態とのずれが露見しやすく、ごまかしにくいケースであることが懸念されている。この提案に対して家老は、豊岡村を絵図へ書き込むよう境目奉行に命じている。もっとも、このとき国絵図が再提出された形跡はない。手元の控えの絵図を修正したのであろう。

なお、ここでいう先年提出して返却された「御絵図」とは、先にみた享保の改訂訴願で提出して差し戻された絵図であろう。

このように、国絵図の記載と齟齬する事態が生じたとき、藩はその支障の有無を検討していた。そのさい、境目奉行は支障の有無を諮問される立場にあり、絵図の内容の管理を担当していたことが分かる。

なお、天保11年（1840）に十文字新田村が取り立てられたとき、境目奉行の確認を経てから新村設置が決定しており²⁹⁾、これも同様に国絵図への抵触が懸念されたと考えられるのである。

（4）国目付への国絵図提出

幕府の国目付・巡見使に対し、諸藩が国絵図・城絵図を提出することがあった。秋田藩は寛文7年（1667）6月、巡見使に提出するため「六郡之絵図」などを作成した³⁰⁾。ただしこれは提出したか否か不明である。元禄16年（1703）の国目付には「七郡御絵図」「御城・御府内書込之絵図」などを提出した³¹⁾。宝暦9年（1759）の国目付には「国絵図式枚」のほか、久保田・大館・横手の「城下絵図」、久保田・大館・横手の「城絵図」、秋田藩下野領の絵図の8種類を提出した³²⁾。文政4年（1821）の国目付にも、宝暦9年と同じ8種類の絵図を提出した³³⁾。なお、そのさい、「先年は御書上の絵図とも御境目方にのみ備置」していたところ、国目付用に絵図を作成したのを機に、以後藩庁にも一式保管することとした³⁴⁾。これらの保管を境目方が担当していたことが分かる。

ここで、宝暦9年の国目付に提出した絵図について、やや詳しくみてみたい。絵図作成は境目奉行が担当した。すなわち宝暦8年4月21日、境目奉行の羽石小七郎・武藤豊太夫に、久保田・大館・横手城と久保田町の絵図の準備が下命された³⁵⁾。同年12月に境目奉行は作成所要日数を見積もって、「久保田御城下絵図」2枚、「七郡新御絵図」3枚、「六郡御絵図」3枚、その他で合計500日ほどかかるので、作成する絵図の数を減らしてほしいと述べている³⁶⁾。ここで注目されるのは、自領を描いた六郡絵図と、元禄国絵図と同一範囲の七郡絵図と、両方の作成を計画していたことである。国目付は藩政の監察に来るのだから自領の絵図が適切ともいえる。しかし、元禄国絵図と違う形式で提出するのも憚られる。そこで両方を用意したのであろう。描かれる範囲が異なるだけで、内容に本質的な違いはなかった。先にみた享保の国絵図改訂訴願においても六郡絵図を作成しており、国絵図改訂と称しつつも実際は自領の絵図を作成したのである。藩にとっては自領がどう描かれているかが最大の関心事であった。

さて、このときの国絵図提出について藩の協議にのぼったのは、国絵図と実態との不一致であった。前述のごとく秋田藩では、元禄国絵図に誤記があり、享保期に改訂を訴願した経緯がある。宝暦8年5月26日の寄合では、「先年郡村御改之節御領内御絵図被改置、実地之御絵図有之候得共、其節公辺江右御絵図相取り不申候故、御目付衆御下り之上被指上候御絵図ニハ相成間敷候や」と、享保期の郡村調査で改訂し、幕府には受理されなかった実態どおりの絵図を、今回の国目付に提出することが提案された。それは、「実地之御絵図ニ候故、此度御目付衆江不被差出候而ハ向々御障ニも可相成」というように、実地の絵図を提出しておかないと、いろいろと支障が生ずる心配があったからである。しかしこの意見に対しては、「森吉嶽と南部御領と之へり通り之義ハ、御双方之御取かハしにて極り不申候而ハ不相成義ニ有之、中々以容易ニ御改不相成」と、南部藩との協議を経ていないことを問題視し、また「根元御勘定所江正保・元禄年中被取置候御本絵図ニ違候而ハ不相成、先ツ御勘定所江取候御絵図より直り不

申候得ハ不相成事ニ而」と、正保・元禄国絵図と齟齬することを危惧し、また幕府勘定所に提出済の国絵図を修正するのが先決であるという意見が出された³⁷⁾。

この問題について秋田藩は、宝暦9年7月の国目付到着後も態度を決定できず、同11月9日、幕府老中に次のような伺書を提出した³⁸⁾。

①私領分国絵図之儀、正保二年始而被仰付、他領共ニ取纏十二郡絵図仕立差上候、元禄十五年ニハ私領分六郡江由利郡一円都合七郡之絵図仕立被仰付差上候処、両度共ニ境目山形書誤又は名目書落、山川之方位村形共ニ実地ニ相違仕候国絵図年久敷納置、不念之至奉存候付、②享保四年絵図改正之義御用番久世大和守殿江奉願候所願書御請取置被成候、依之猶領分中段々吟味仕絵図仕立置申候、③左候得は享保十一年下野国領分之内御用地ニ被召上、同十五年右被召上候御代地之御朱印被成下候御沙汰ニ付而、兼而調置候村形実体之郷村高辻帳差上申度旨、其節御懸り松平左近将監殿江曾祖父右京大夫奉願候所、御附札を以郷村高辻帳村名等相改、尤国絵図も改可差出旨被仰渡候、④依而絵図・郷帳仕立様御勘定所江相伺候所、御附札を以被仰渡候付、実地之通絵図仕立申候、其後元禄年中絵図面江改正之分かふせ絵図仕可差出之旨、駒木根肥後守殿差図ニ付、同十六亥年右かふせ絵図相認差出申候、⑤同十八丑年左近将監殿より御書付を以、‘此節国絵図相改候ニハ不及候、領内郷村名違之所又は先年指出候国絵図処々名落之分、御勘定所江書出置可申候、国絵図相改候義ハ時節も可有之’旨被仰渡候付、元禄之御絵図江書落候境山并郷村帳書落之村々共ニ致書付、御勘定所江差出置候御絵図と相違之所々有之候付、元禄年中中国御目付江指出候絵図ともニ差出可申哉、此段宜御差図被下度奉存候、以上

十一月九日

佐竹秀丸

要約すると、①秋田藩が作成した正保・元禄国絵図には誤りがあった。②享保4年に改訂を願い、

願書が受理され、徐々に調査をすすめ絵図を作成したところ、③享保11年に秋田藩下野領の一部が幕領となり、その代地について15年に領知朱印を発給することとなり、それを機会に修正した国絵図・郷帳を提出するよう命じられ、④そこで幕府勘定所に書式を尋ね、実態通りの絵図を作成したが、のち修正箇所を描いて重ねた「かぶせ絵図」を提出するよう命じられ、享保16年に提出した。⑤しかし、享保18年、老中松平左近将監から国絵図改訂は不要である旨が令せられ、絵図の欠落を書き出して勘定所へ提出し、先の「かぶせ絵図」は藩に返却された。⑥今回の国目付には、土地見分もあることゆえ、享保期に作成した実態通りの絵図を採用したいが、勘定所に提出した国絵図とは相違があるので、元禄年中の国目付（元禄16年に秋田藩に派遣）に提出した絵図と一緒に提出すべきか伺いたい。伺書の趣旨をこのようにとらえることができる。

この伺書に対して、11月12日には老中西尾隠岐守から、「相直り候絵図、国許御目付江被相渡候得は相済候」と、実地の絵図を提出するよう指示された³⁹⁾。享保期に秋田藩が改訂し受理されなかった絵図は、ここによくやく日の目をみるようになった。

この事例は、藩が改訂版国絵図の提出にメリットを認めていたことを示している。なぜ「実地之御絵図」を提出するのか、その理由を前掲の伺書では「土地見分も有之事故」というように、実際の巡見にそなえるためとしている。それは口実で、秋田藩に有利な内容の国絵図を幕府に受理させたいというのが本音であろう。ここでは受理された絵図は現実に効力をもつものと認識されている。

また、藩にとって国絵図提出は一回かぎりの事業ではなかった。藩は提出の履歴を把握し、すでに提出した国絵図と今後の国絵図を連続するものととらえていた。したがって、絵図が実態どおりであるか否かという問題のほかに、前掲の伺書では提出済みの絵図との整合性もまた問題とされている。逆に言えば、藩は、すでに提出し受理された絵図の内容は、幕府に承認されたものとみなしていた。

事実、その後の藩境管理において、このとき提

出した国絵図を前提にした議論がなされている。すなわち、宝暦13年2月、南部藩との境界で南部側の木が倒れ、「御境路筋纒ニ一、二尺有之所通路不相成」という通行不能の状態になったが、南部側との紛争を恐れてしばらく放置していたところ、境目奉行は「卯年（宝暦9年）御目付様江実地御絵図被差上候御趣意も有之、右場所ハ全ク御当領ニ相極候故、縦南部より如何程ニ申掛候共無御疑御場所ニ而、御公裁ニ相成候而も御勝利眼前之場所ニ候」と、宝暦9年の国目付に実態どおりの絵図を提出したからには当該の場所は秋田領に相違なく、紛争がおきても勝訴は確実であるとし、その倒れた木を伐採すべきと主張した⁴⁰⁾。それまでの国絵図では自領と主張するのが困難だったのであろう。先にみたように藩は正保・元禄の国絵図に根本台帳としての地位をみとめており、国目付提出の絵図はそれに準ずるものであったにせよ、ここでは国絵図が国目付に受理されたことで、現実に効力を発するものと認識されている。実はこの宝暦の絵図提出にあたって、藩は国目付から「実地御絵図被相渡候得は先々共御国絵図固ク相成、宜有之」というアドバイスを受けていた⁴¹⁾。提出した絵図が効力をもつというのは、藩側の勝手な思いこみではなかったのである。

(5) 藩境争論・国絵図・判物

境目方は、藩境争論・国絵図を管掌したのに加え、領知判物改めの準備作業に参画することがあった。

享保19年（1734）12月、幕府から秋田藩に領知朱印状と領知目録が交付された⁴²⁾。佐竹氏は通常は領知判物であったが、このときは秋田藩下野領と幕領との一部交換に伴う交付であったため領知朱印状の交付となった。このとき家老今宮大学は、その写しを境目奉行鷲尾彦九郎・川井六之允に渡し、前後の事情を書き留めておくべき旨を申し含めている⁴³⁾。

延享3年（1746）の領知判物改めのときは、幕府に提出する郷村高辻帳の書写の件を、境目奉行が担当している。また、このとき、国絵図に書き落とした村について「仮絵図」を作成するよう境目奉行に命が下っている⁴⁴⁾。宝暦10年（1760）の

判物改めのさいも、境目奉行が郷帳のことを取り扱っている⁴⁵⁾。

なぜ、境目方が郷帳や領知判物を管掌したのであろうか。將軍の代替わりにさいして実施された領知判物改めにあたっては、藩から幕府に郷村帳が提出されることになっていた⁴⁶⁾。したがって郷帳とセットで提出された国絵図が、領知判物と結びつけて認識されたとしても不思議ではない。

国絵図と領知判物が照応すべきものと考えられていたことを示す、次のような史料がある。天保元年（1830）2月5日、秋田藩が幕府老中水野出羽守に対し、郷帳において田代村の郡の記載が誤っていたことについて、提出した願書である⁴⁷⁾。

①私先祖修理大夫義隆代、寛文四年初而御判物御改之節、秋田郡田代村と郷村高辻帳江認指上候儀者、②正保年中初而領分国絵図江他領共取纏十二郡絵図仕立指上候砌、郡境書誤り田代村を秋田郡江入候ニ付、高辻帳村数共秋田郡江入指上、領知御目録頂戴罷在申候、③其後元禄年中絵図御改正之砌茂、村名等相改候迄ニ而郡境墨引等正保絵図之通ニ而指出候間、田代村已前之通秋田郡江加ひ指上申候、④享保四亥年故右京大夫義峰代、絵図改正頼申上候処、改正之儀者時節茂可有之旨松平右近將監殿被仰渡候、⑤然処祖父右京大夫義敦代宝暦九卯年国御目付安田彦五郎・建部荒次郎下向之砌、正保・元禄ニ指上候通り之絵図を以指出候処、実地ニ引違候絵図者難請取趣故、於江戸表西尾隠岐守殿江伺候処、実地絵図を以可指出被仰渡候付、実地絵図を以指出候上者、田代村山本郡ニ紛無御座候故、⑥宝暦十一巳年祖父右京大夫義敦代、御判物御改之節田代村山本郡江入替可指出候処、已前之俣指出候付、領知御目録先年之通ニ而拝領仕候、⑦且天明七未年亡父右京大夫義和代、御判物御改之砌茂田代村秋田郡江入指出候間、領知御目録茂已前之通ニ而頂戴仕候、⑧然者去巳年国御目付丹羽五左衛門・三浦甚五郎下向之砌茂、宝暦九年御目付江指出候実地絵図仕立指出候処、宝暦之度指出候実地絵図江引合之上相納申候、其節指出候郷村帳茂宝暦九年絵図江添指出候通、田代村山本郡江入指出

申候得者、右村者秋田郡より山本郡江入替候迄二而、六郡本田領知高増減無御座候間、⑨此末郷村高辻帳書上候節者、田代村山本郡江入指上申度、此段奉願候、以上

正月 佐竹右京大夫

この発端は、山本郡田代村を、正保国絵図で誤って秋田郡に描いたことに始まる。すなわち、①寛文4年の領知判物交付時点で郷帳に秋田郡田代村と書かれていた次第は、②正保国絵図作成時に郡境を描き誤り田代村を秋田郡に入れ、郷帳でも秋田郡とし、それが領地目録に反映された。③元禄国絵図でも修正せず、④享保4年に絵図改訂を願ったが却下され、⑤宝暦9年の国目付には実態どおりの絵図を提出したため、田代村は紛れもなく山本郡であり、⑥宝暦11年の領知判物では従来そのまま秋田郡に入れ、領地目録でも秋田郡となり、⑦天明7年の領知目録でも秋田郡、⑧文政4年の国目付には宝暦9年と同様、実態どおり山本郡に入れた絵図を提出した。⑨今後郷帳を提出するさいは山本郡に入れて提出したい。以上が願書の趣旨である。

この願書に対し、2月7日には出羽守から、「書面領分出羽国田代村之儀、向後郷村高辻帳等指出候節者実地之通山本郡田代村と認、可被指出候、尤右之趣兼而御勘定奉行江相達可被置候、且御判物等御改有之候節者尚又可被申候」と伝達された。すなわち以後の郷帳に山本郡として記載することが許可され、その旨を勘定奉行へ断り、また領知判物の交付時には改めて上申すべしとされた。

この願書にみられるように、藩は、国絵図・郷帳と領知判物が照応すべきものと認識していた。願書の末尾では「山本郡江入替候迄二而、六郡本田領知高増減無御座候」と、郡が違うだけで領知高には影響がないと断っている。そこでは、国絵図記載が領知判物の領知高にも波及しかねないという考えが前提となっている。

先にみたように、享保期の国絵図改訂を手がけた家老今宮大学は、郷帳をもとに領知判物が与えられると発言した。そう考えたのは今宮ばかりではなく、天保国絵図の編纂時には、幕府が新田高などの報告を命じたのに対し、領知判物への影響

を懸念する諸藩のあいだに、報告を回避する動きがひろがった⁴⁸⁾。国絵図記載の間違いや変動を、藩が看過しえなかった一つの理由は、国絵図が、郷帳や領知判物とともに自領を定義するものとなされたためであろう。

秋田藩が境目方に、藩境争論・国絵図・領知判物を兼務させたのも、これらが土地支配をめぐる幕府との政治的關係の一環をなすものとして、同じ範疇に属すとみなされたからであろう。国絵図は領知判物と同様、土地支配を統御しうるものと認識されていたのである。

ところで、⑤によれば先にみた宝暦9年の国目付に実態どおりの絵図が提出されたことが確認できるのであるが、にもかかわらず70年以上にわたって領知目録や郷帳にそれが反映されてこなかった。そのことを幕府はまったく問題にする様子はない。むしろ問題にしたのは藩のほうであり、この訴願は領知判物の整合性を確保し、領知安堵を全きものとするために、藩が自発的に起こったものであった。

4 城絵図の作成と管理

(1) 藩と城絵図

境目方は城絵図の作成にも携わった。「享保留書」第43条に次のようにある。

一、久保田・大館・横手三ヶ所御城土居崩在之言上被遊候程之義ニ候へハ、右破損之場所割役人見分之上、御老中より拙者共へ被仰渡候、(中略) 右御城図出来之以後、御会所持参、御老中へ懸御目、右清御絵図者御老中へ御渡申候

このように、久保田城や支城大館・横手城の土塁が損壊し幕府へ上申するときは、境目奉行に命が下り、城絵図が作成された。武家諸法度で城郭修築時は幕府に「言上」と定められており、それに基づく措置である。

なお、この城絵図は城郭の絵図であり、このほかに城下町を含んだ城下全体の絵図もある。秋田藩の正保城絵図は後者にあたる。本稿では便宜上、両者を総称して城絵図とよび、特に両者を区別するばあいは城郭絵図・城下絵図とよぶことにする。

「寛保元年日記」に、境目奉行が担当した城下絵図の作成にかんする記事がある。まず3月24日、

境目奉行が家老に対し、絵図の改訂を提案している。

御城下屋敷割絵図、年久しき御絵図ニ而御用立不申候、若殿様ニ茂段々御絵図等上覧被遊候故、御書改メ被差置可申哉、御伺候所、大学殿被仰候殊外古御絵図と覚候、書改可然由被仰候

こうして家老今宮大学から改訂を下命され、3月27日には、兵具蔵で保管中の城絵図を取りよせた。4月9日、境目奉行は家老に対して、「此度御屋敷絵図御改正、古絵図ともニ方角違候様ニ相見得候」と、過去の絵図の方位に誤りがあると上申し、その修正のため4月12日、境目奉行は絵師らを伴い、久保田城から遠望して見分した。

この事例は、改訂の理由が示されている点が注目される。すなわち既存の絵図の内容が古くなったから改訂するというのである。絵図は現状を反映すべきものとみなされていた。かつ、方位の正確さが求められていた。また、若殿の上覧というような具体的な利用の機会が見込まれていた。これは前述の城郭絵図とは違い、藩が現状を把握するため自発的に作成した絵図である。

「日記繰出帳」にも、城絵図にかんする事項がみられる。文政6年(1823)12月には、「御城中箱棟瓦葺被成候ニ付、御指障無之哉御勘定方取合之処、[](虫損)障不申段挨拶致候」とあり、城内建造物の改修について支障の有無を聞かれ、境目奉行が支障ない旨を回答した。文政13年8月には、「六丁目御町方御備蔵建候に付御絵図面江懸り候故見分」と、城下の町方の備蔵について絵図記載にかかわるとい理由で見分している。天保5年(1834)2月には、「大木屋山岸北ノ丸裏通之上離無之に付、御囲内江御柵御拵被成候段、吟味役より取合有之、御絵図吟味致候而御障無之段申聞候」と、北の丸での柵の設置について諮問され、絵図を吟味し、支障ない旨を回答している。これは境目方が城絵図作成を担当したから、諮問を受けたのであろう。

以上のように、境目方は城絵図の作成を担当し、実際の建造物などが絵図に抵触しないかどうか、絵図内容の管理もおこなっていた。

最後に、宝暦9年(1759)の国目付への城絵図提出について述べる。このとき久保田・大館・横

手の城郭絵図・城下絵図が提出され、境目奉行がそれを作成したことは先述のとおりである。

この絵図作成のさい、境目奉行は八橋に建立された寿量院と、戸村十太夫屋敷の脇の門をどう描くべきか上申している⁴⁹⁾。これらが「御絵図と違っていることが問題となった。前者は寛延年中に新築された寺院で、その変更を絵図に盛り込むべきかどうか問題となった。しかし、「大筋違候事無之故」との判断から、改訂は不要とされた。後者は、「近年土居崩有之節之御城絵図」つまり土塁の修復許可を願って提出した近年の城絵図に、戸村屋敷脇の門が描かれており、しかし実際には存在しないという問題であった。これは、「右御門無御届御取毀と申儀は相成間敷、決而御願相済可申筈」とあるように、取り壊しを無断ですることはできなかった。しかも「いつ程より書誤り候哉、相知不申候」と、経緯も分からない。けっきょく国目付には、「御在留中ニ候得は御門無之故、実形之絵図入御覧候」と、実状を描いた絵図を見せた。

このように、一つの寺院、一つの門であっても、絵図にかかわる限りにおいて、すべて吟味の対象となったのである。藩は国絵図と同様、城絵図と実態との異同を管理する必要をみとめていた。

ただし、絵図記載すべてが実態どおりであることを、幕府が求めたわけではない。実際問題として、たとえば宝暦9年の国目付に提出された城下絵図では、武家屋敷に当主の名が記されているが⁵⁰⁾、その当主の名が変わるたびに届出を要したとは思えない。享保期の秋田藩の修正訴願に対しても幕府は冷淡であった。また、先にみた豊岡村の新設にあたって、その時点で幕府に届け出たわけではない。つまり、藩にとって国絵図・城絵図は、城郭修築などあきらかに許可が必要な事項を除けば、全体として遵守すべき内容が必ずしも明らかでなかった。実態の変動を国目付提出の絵図に盛り込むべきか否か、上記のごとく藩は自主的に判断していた。絵図の効力がどこまで及ぶかの判断は、藩に任せられていたとみるべきだろう。

それでも、一応は絵図内容にかかわることすべてを吟味せざるを得なかった。絵図の存在は、国目付・巡見使の派遣ともあいまって、しばしば実

態との齟齬という問題を引き起こした。豊岡村新設にあたっては、それが街道沿いで目にふれやすい場所であることが問題になった。藩政当局者は絵図の背後に、幕府の視線を感じざるを得なかったのである。

(2) 絵図の内政利用

近世後期の境目方は、領内の境界設定にも関与するようになった。「日記繰出帳」に文政元年(1818)7月のこととして、次のようにある。

土崎湊町と郡方地論有之、御割役見分之上、郡奉行・御境目奉行・取次役・御検地役共立会取扱候、猶其節湊町江堰堀候事共

土崎湊町と郡方との境論に、境目方が関与していることが分かる。堰を掘ったとあるのは、境界を設定したのだろう。なお、土崎湊は久保田城下から約6km離れた秋田藩の主要港である。また、同史料に文政9年9月5日のこととして、

湊酒田町裏通二住居罷在候者、勝手之筋有之郡方畑地江引移候に付、郡奉行・町奉行示談を以御沙汰之上引移候ニ付、御絵図江懸候間、御境目方より取次役・御割役・御絵師罷越、見分致候

とある。土崎湊の酒田町の者が、郡方の畑地へ引っ越し、郡奉行・町奉行が相談して藩の裁定を経て引っ越したが、「御絵図」の記載にかかわるので、境目方の役人が出向し、見分したという。おそらく前掲の例も、絵図に抵触するということが関与の理由だったろう。「日記繰出帳」によると境目方は文化9年(1812)に土崎湊の絵図を作成している。弘化3年(1846)の「土崎湊絵図」⁵¹⁾をみると、全体が「御町方地」「御郡方 湊町御年貢地」「寺社方除地」などに色分けされている。酒田町は町方地に区分されているが、その東西を郡方の年貢地に挟まれており、酒田町裏の通りに面した年貢地には、数人の住民の名が記されている。文政元年の境論も、こうした町方住民の周囲への転居など、町場の拡大が背景にあったものと推測される。

そのほか「日記繰出帳」によると境目方は、「寿量院と郡方地境見分」(文化11.9)、「五丁目横町・船大工町屋敷地論見分取扱」(文政6.9)、「鱗勝院・浄願寺・西善寺・東福寺地境間数書附」

(文政11.6)、「弘願院寺内後郡方地形之内、幅五間位・長式拾六間位之所、同院にて拝領致候に付、追而見分之事」(天保6.7)など、郡方と寺の境界や、個別町どうしの地論を扱っている。これらの町や寺院はみな城絵図に描かれた範囲にあり、やはり絵図記載にかかわるという理由で、境目方が関与したものであろう。

さらに、藩は境目方に町人の土地取得にも関与させようとしていた。次掲の史料は文久元年(1861)5月の秋田藩町触である⁵²⁾。

御城下御絵図御改に付被仰渡候事
覚

此度御境目方におみて御城下御絵図御改被成置候間、町々家並書付帳面に致し、耆町役取纏、当六月十四日限同処江可被差出候、納置候は、其段御評定所江御届可被致候

一、双方勝手に付屋敷引并公地差上度又は公地拝領、願相済候上、已来御境目かた江可相届候

城下絵図改訂のため各町から書付を境目方に納めさせている。そして、第2条では「公地差上」「公地拝領」があったときは、許可を得たうえで以後境目方に届け出るよう定めている。町人が公地を取得するという事態に対し、絵図とのかかわりでそれを把握しようとしていたことが分かる。

なお、久保田城下の隣接する大工町と上米町が、元文元年(1736)に双方で立会い、「上米町耆丁目二左衛門屋敷と丁内南側裏境を吟味致候而、堺杭打申候、(中略)右之杭両町中墨也」と、境界を定めた事例がある⁵³⁾。こうした個別町による自律的な境界設定があるいっぽうで、境目方は町の境論にも関与するなど、近世後期には職掌を拡大する傾向にあった。

5 国絵図と藩政

(1) 絵図の拘束力と利用

ここでは以上の検討を総括しつつ、秋田藩が幕府の国絵図・城絵図をどのようにとらえていたかを考える。

ここまでみた事実によれば、藩は、これらの絵図を等閑視することなく、その持続的な効力、拘束力を認め、土地支配を統御しうるものと認識していた。藩は幕府の目を意識しつつ、国絵図・城

絵図の異同や実態との齟齬の把握につとめた。また、裁許絵図や国絵図に示された境界を遵守する手立てを講じた。そして、藩境管理と絵図の作成・管理を担う機関として、境目方の機構を整備した。国絵図・城絵図は大名統制として一定の役割を果たしつつあったといえる。

いっぽう藩は、提出済みの国絵図・城絵図の内容を、公認されたものとみなしていた。だからこそ実態とのずれが問題ともなった。そして、裁許絵図・国絵図により自領の境界・空間を把握し、一元的な支配を企図することができた。国絵図は領知判物と照応するものとみなされ、国絵図の内容を修正することで、領知判物の整合性を確保しようとした。自発的な領国や城下の絵図の作成もみられた。これらは幕府が求めたというよりも、藩が自発的におこなったのであった。

以上のように、国絵図・城絵図は藩を拘束するとともに、藩がそれを利用するという二つの側面があった。

ところで、たしかに藩は独自に領国や城下の絵図を作成したが、一般にその描き方は幕府の絵図によく似ており、あまり独自性がみとめられない。使用される記号やその組み合わせがほとんど同じである。そのように幕府の絵図が模範となった背景には、藩が幕府の絵図をとらえ直し、藩政の一環に取り込んでいく過程があったはずである。

その契機として、元禄国絵図が藩境確定をおしすすめたことは重要と思われる。それにより、国絵図は藩にとって領国の空間を定義するものとしての意味を強めた。それは領知判物と国絵図を結びつける考え方を促しもしたであろう。享保期に国絵図の改正願いが他藩からもあったことはすでに述べた。そのさい秋田藩が作成したのは自領を範囲とする六郡絵図であった。宝暦9年の国目付派遣時も六郡絵図の作成を準備していた。国絵図・城絵図は、当初は否応なく作成させられたものであり、また藩に交付されたものではないが、藩は絵図をみずからの領国支配の表現とみなそうとした。

このような幕府絵図の受容ととらえ直しの過程をへて、藩は国絵図・城絵図を領国支配の道具としてみなすようになった。当初は藩境管理機構に

すぎなかった境目方が、領内の問題に関与するようになるのはその一つの帰結であろう。

(2) 絵図の性質と視点

では、藩が絵図を支配に利用するといっても、どのような利用が可能であったのか。絵図がある特定の視点から空間をとらえたものであることは自明であるにしても、それはどのような視点であったか。そもそも絵図によって、どのような空間の把握や支配を企図しうるのか。絵図の媒体としての性質を検討する必要がある。

まず、絵図はある範囲の空間を画面に収め、記号を配置することで成り立っている。絵図の拘束力はあくまでその記号表記を対象とするものである。たとえば国絵図には村が描かれているが、村の新設は記号の増加をもたらずから、絵図との齟齬が問題となる。しかしそこでの村政の内容いかに問題をとするものではない。このように絵図の効力は限定的であるとともに包括的な特徴をもつ。すなわち、絵図に描かれている限りにおいて、その記号が村であるか、町奉行支配地であるか、耕地であるか原野であるかにかかわりなく、絵図の管理者は問題となしうる。

これを国絵図におきかえてみると、絵図は村・城下町などの記号で構成されている。村は百姓、城下町は町人や武士の居住地である。城絵図においても、色分けや文字記載によって武家地、町人地、寺町などが区別されている。つまり、国絵図・城絵図では身分と空間との対応関係が一つの主題となっている。絵図に描かれた情報はそればかりではないが、そのような諸身分と空間を統括する視点から、これらの絵図は描かれている。

その空間は、村のばあいは耕地を取り巻く原野などにより、町であれば計画的に配置された川・堰・道路などにより、完結した空間となっていた。その完結性が、耕地の拡大、山野利用の拡大、町場の拡大などによって揺るがされたとき、境界の設定が必要となる。

その境界設定は、多様なレベルでおこなわれていた。たとえば隣接する町どうしの協議による境界設定もあった。町奉行と郡奉行が支配地の境を協議することもあった。また、近世には村絵図、

堰絵図、山絵図など、さまざまな絵図が作成された。幕府や藩や村が、それぞれ絵図を作成しあるいは保有していた。そのことは、それぞれの主体が絵図作成と空間支配にかんする一定の権能を有したことをものがたっている。そうした多様なレベルの境界設定・空間把握に対して、藩は絵図を用いて、どのように対処したのであろうか。

前述のごとく、城下の寺院・郡方の境界や、土崎湊の町方・郡方の境界設定にあたって、藩は境目方を関与させた。それは、その境界を公認する権限が、町奉行や郡奉行のような個々の身分を支配する機構ではなく、諸身分の支配を統括する藩にあると考えたからであろう。また、町人による公地の取得を境目方に掌握させたのは、それが身分別に隔てられた空間の完結性を揺るがすものであったからであろう。八沢木村の土手の構築が提案されたのは、藩境内に一円的におよぶ領国支配を実現しようとする意志によっていたであろう。

多様なレベルの空間把握に対し、藩は幕府絵図や自製の絵図をてこにして、領内の諸身分を統括し空間支配を実現する立場に、みずからを位置づけていた。そして絵図に抵触することを理由に、さまざまな境界の設定に介入した。国絵図・城絵図を利用した藩の視点を、このように考えることができる⁵⁴⁾。

そのような藩の視点は、幕府の絵図の影響下にあり、藩は幕府の絵図を無視できなかった。第4節2項でみたように城下の寺院どうしの境界設定に寺社奉行ではなく境目方が関与したのは、それが幕府公認の絵図に抵触するからである。藩は幕府絵図を利用しつつ、その拘束をうけざるを得なかった。その点で、幕府絵図は基本図としての性質を有していたといえよう。幕府の絵図と藩政とのかかわりを、このようにとらえることができる。

おわりに

以上本稿では、秋田藩が幕府の国絵図・城絵図を領国支配の道具としてとらえ直し、利用したことを述べた。

このように国絵図が諸藩においてとらえ直され、またその後の境界紛争などにより個別の異同を積み重ねていったとすれば、それは絵図を通し

た領国認識の個別化をもたらしたであろう。天保国絵図の編纂時、幕府は諸藩の合同作成という形をとらず、修正点を書き上げさせて、幕府みずから作成する形をとった。つまり藩の国絵図作成主体としての地位を否定した。そのことを、個別的な領国認識の進展をふまえた幕府の対応として検討する必要があるように思われるが、それは今後の課題としたい。

註

- 1) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』（1984年、古今書院）、杉本史子『領域支配の展開と近世』（1999年、山川出版社）など。
- 2) ①加藤昌宏「秋田藩における境争論関係史料について」（『秋田県公文書館研究紀要』4、1998年）、②同「秋田藩における境目方支配」（『同』5、1999年）
- 3) いずれも秋田県立博物館所蔵守屋家資料
- 4) 伊藤信『秋田藩御境廻人日記』（2001年、無明舎出版）p216
- 5) 『大館市史』2（1978年）p131～133。ちなみに、泉左衛門は同じ名前が「寛保元年日記」に大館山役人として見え、絵師津村伝兵衛も同日記に登場する。
- 6) 各地の山役人を配下におく指揮系統が整備されたのは、おそらく元禄国絵図の作成を契機としたのではなかろうか。
- 7) 註2②論文p26、および「享保留書」の後年の書込による。
- 8) 「享保留書」第21条、および『秋田県の歴史』（2001年、山川出版社）p172
- 9) 『国典類抄』10（1980年）p925。なお『国典類抄』は、秋田藩が規式の参考記事を役人の日記等から抜書きして文政初期にまとめた編纂物である。
- 10) 秋田県立博物館所蔵「森岡鹿角郡廻人より御申合一札」
- 11) 『雄和町史料集8 秋田亀田両藩境界紛争記録』（1998年、雄和町教育委員会）
- 12) 秋田県公文書館所蔵「八沢木村羽広村争論裁許絵図」、なお『図録 絵図をよむ』（1996年、秋田県立博物館）所掲。
- 13) 『国典類抄』10p919～920
- 14) これに似た言い回しは元禄国絵図にもみられ、元禄国絵図の相馬藩と仙台藩との入会地に「地ハ相

- 馬領、草木ハ仙台領入会」と記されていた。なお阿部俊夫「元禄国絵図と仙台・中村両藩の「領境」(『福島県歴史資料館研究紀要』19、1997年) p52による。
- 15) 註2 ①論文p89
- 16) 以上『国典類抄』10p213、p220による。秋田藩の元禄国絵図の作成過程については、半田和彦「元禄国絵図製作覚書」(『秋田県立博物館研究報告』6、1981年)がある。なお大越鞆負は家老の大越甚右衛門とは別人である。
- 17) 『国典類抄』10p293
- 18) 同書10p294
- 19) 川村博忠註1前掲書p204
- 20) この事業については『国典類抄』10p78～159、188～208に一連の史料が収録されている。
- 21) 『国典類抄』10p90
- 22) 同書10p91
- 23) 同書10p100
- 24) この絵図は秋田県公文書館に「享保御改六郡絵図」(史料番号A290-114-72)として現存している。
- 25) 松淵真洲雄「秋田藩の国絵図と郷帳」(新野直吉・諸戸立雄両教授退官記念会『秋田地方史の展開』、1991年、みしま書房)
- 26) 『国典類抄』10p205
- 27) 『国典類抄』12(1983年) p279
- 28) 同書10p93
- 29) 『十文字町史』(1996年) p459
- 30) 『国典類抄』11(1980年) p176
- 31) 同書10p221、12p175
- 32) 同書12p333、p507。なお、秋田藩は大館・横手に支城の経営をみとめられていた。
- 33) 「八丁夜話」『第二期新秋田叢書』1(1972年、歴史図書社) p167
- 34) 同書p204
- 35) 『国典類抄』12p328
- 36) 同書12p183
- 37) 以上、同書12p178
- 38) 同書12p276～277
- 39) 同書12p279
- 40) 同書10p925
- 41) 同書12p332
- 42) 同書10p208
- 43) 同書10p159
- 44) 同書10p160～161
- 45) 同書10p825～833。なお、「寛保元年日記」によると、例年の絵図虫干しのさい、境目奉行が「六郡御絵図長箱」「郷村高辻帳」「御判物入」を取り寄せたという記事がある。絵図とともに領知判物の保存・保管の責を負っていたものと思われる。
- 46) 藤實久美子「江戸時代中後期の「判物・朱印改め」について」(『学習院大学史料館紀要』12、2003年) p301
- 47) 秋田県立博物館所蔵「山本郡田代村郡違一件」
- 48) 杉本史子註1前掲書p204
- 49) 以下この国目付提出の絵図については『国典類抄』12p175、177、311による。
- 50) 秋田県公文書館所蔵。なお『秋田市史』9(1997年)付図に所収。
- 51) 『秋田市史』10(1999年)付図に所収。
- 52) 『秋田藩町触集』下(1973年、未来社) p422
- 53) 「大工町記録」(『秋田市史』9、1997年) p330
- 54) 城下絵図のなかには屋敷の関数を個々に記入した土地台帳的な要素をもつ絵図もある。そのような公文書的な実用性を領国・城下の絵図に求めることは不可能ではないが、それではなぜこれらが大型の絵図という形態をとったのか理解しがたくなる。土地の登記簿ならば冊子体でもよかつたはずである。領国・城下全体を画面に包摂していることの意味が見出されるべきであろう。

*本稿は2005年9月に秋田大学史学会近世近代史部会で報告した内容をもとに改稿したものである。